

議案第 2 2 号

市道路線の認定について

道路法第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定するため、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

宇治市長 山 本 正

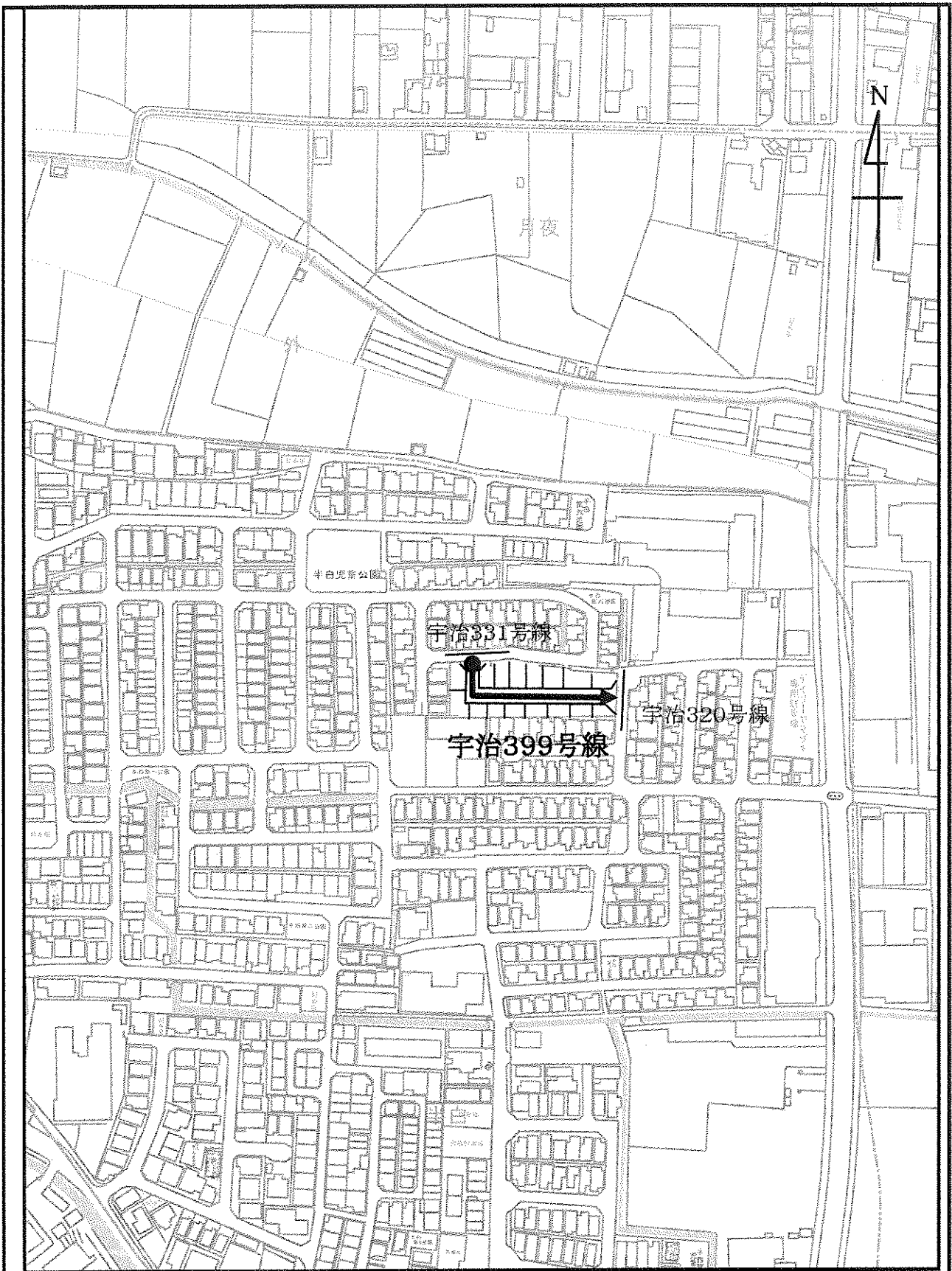
記

路線名	起終点	重要な経過地
宇治399号線	宇治半白68番地の47 宇治半白67番地の12	
神明109号線	神明宮北67番地の5 神明宮北67番地の8	

(提案理由)

当該各路線は、地域の生活路線として公共性が高く、市道として維持管理することが適切と考え、認定しようとするものであります。

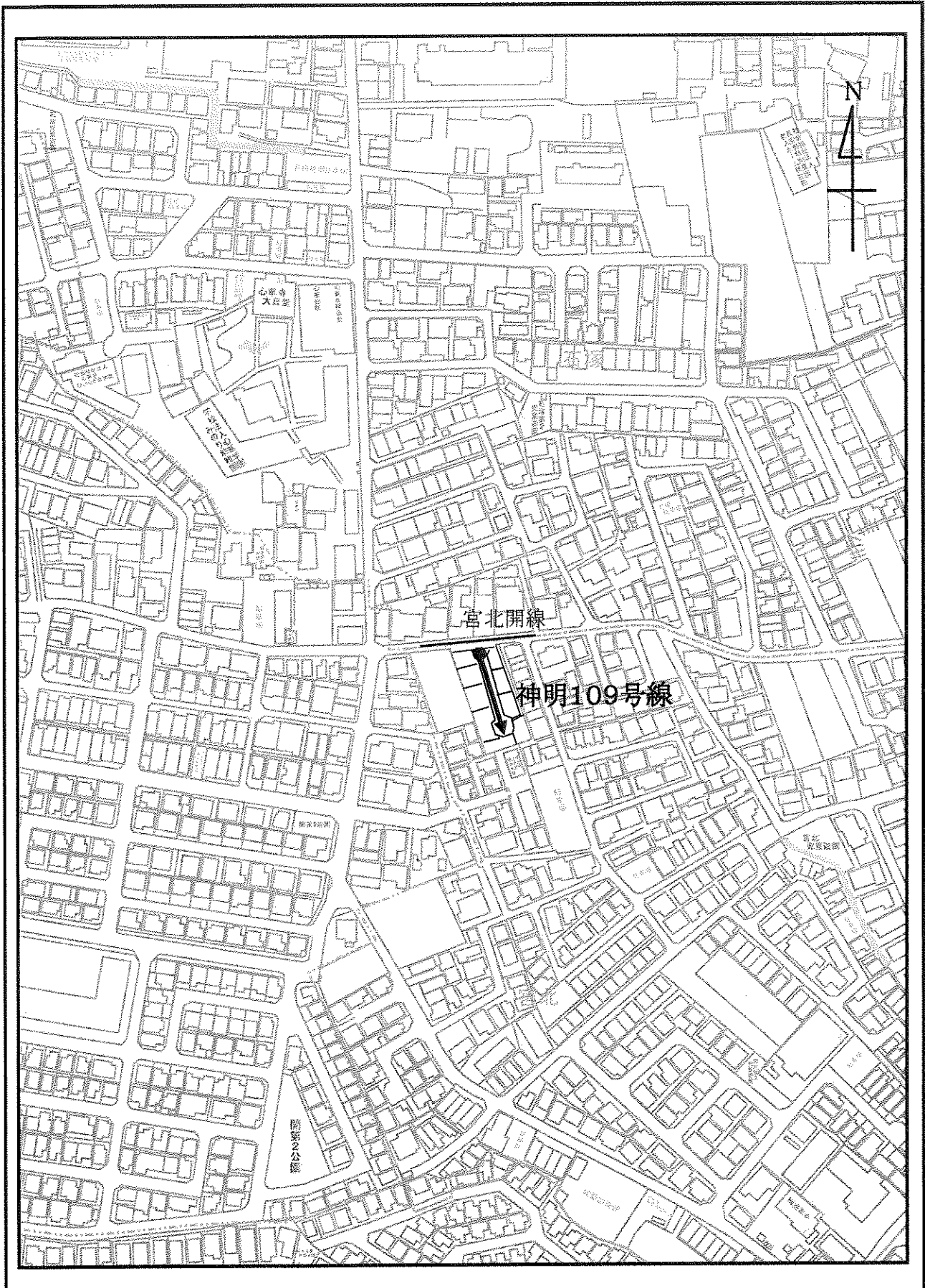
位置図(認定)



市道	宇治399号線	延長	86.6 m	備考 開発行為
起点	宇治半白68番地の47	最小幅員	6.0 m	
終点	宇治半白67番地の12	最大幅員	6.0 m	

縮尺:1:2500

位置図(認定)



市道	神明109号線	延長	44.3 m	備考 開発行為
起点	神明宮北67番地の5	最小幅員	6.0 m	
終点	神明宮北67番地の8	最大幅員	12.0 m	

縮尺:1:2500